

福岡県 自転車 条例

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されました。

(平成29年4月1日施行)

※一部の規定は平成29年10月1日施行

交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう!

自転車の安全利用の促進

- 夜間のライト点灯
- 飲酒運転の禁止
- 運転中の傘差し、携帯電話の使用禁止

交通安全教育の充実

- 子どもや高齢者のヘルメット着用

自転車保険加入の
努力義務化
10月1日施行

自転車小売業者など
による情報提供の義務化
10月1日施行

詳しくは、福岡県ホームページをご覧ください。

福岡県 自転車条例

検索

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

自転車は車両です。交通ルールとマナーを守り、自転車を安全に利用しましょう。

条例の主な内容



自転車の安全利用の促進

- 夜間のライト点灯



- 傘差し運転、飲酒運転の禁止



- ブレーキを備えていない自転車の運転禁止
- 携帯電話を使用しながら、大音量で音楽を聴きながらの運転の禁止
- 点検整備の実施



交通安全教育の充実

- 交通安全教育の実施



- 子どもや高齢者のヘルメット着用



自転車損害賠償保険加入の努力義務化

(10月1日から)

- 自転車利用者の保険への加入
- 自転車を利用する子どもや従業員の保険への加入



自転車小売業者による情報提供の義務化

(10月1日から)

- 道路交通法などの罰則、ヘルメットの着用、点検整備など必要な情報の提供



詳しくは、福岡県のホームページを！ [福岡県 自転車条例](#)

問合せ先：福岡県生活安全課 ☎092-643-3167

検索

